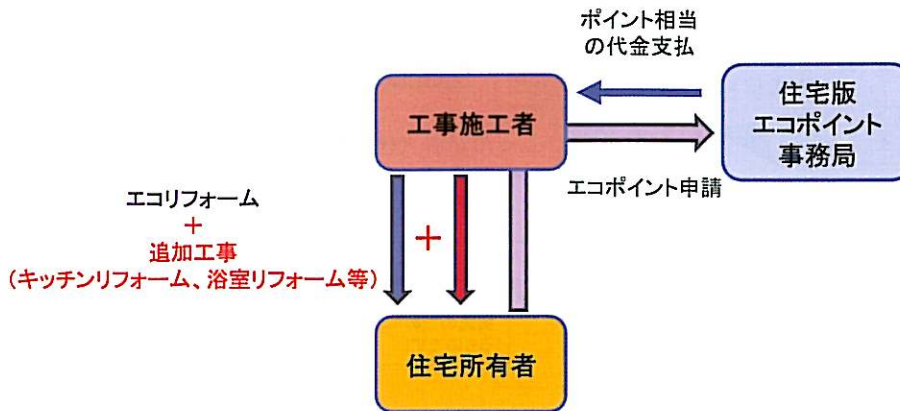


ポイントの即時交換について(検討案)

取得したエコポイントの交換対象として、一体的に実施する他の工事にポイントを充当

【エコリフォームの場合】



※個人申請で標準的な場合を示したもの
※現時点の想定であり今後変わる可能性がある

20

おわりに

住宅版エコポイントについての相談窓口

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

TEL:03-3261-9358

10:00~12:00 13:00~17:00 (土日・祝日も受付)

住宅版エコポイントに関するHP

国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/>

21